

第891回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成29年3月15日（水）午後2時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第890回教育委員会会議録の承認について

4 第891回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

- (1) 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について（答申）（高校教育課）
- (2) 部活動での指導ガイドライン（暫定版）の策定について（スポーツ健康課）

6 専決処分報告

- (1) 第359回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について（総務課）
- (2) 教育功績者表彰について（教職員課）

7 議 事

- 第1号議案 職員の人事について（総務課・教職員課）
- 第2号議案 教育功績者表彰について（総務課）
- 第3号議案 学校教育法施行細則の一部改正について（総務課）
- 第4号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について（総務課）
- 第5号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の指定の解除について（総務課）
- 第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について（教職員課）
- 第7号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について（教職員課）
- 第8号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について（教職員課）
- 第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について（教職員課）
- 第10号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について（教職員課）
- 第11号議案 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（高校教育課）
- 第12号議案 自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について（生涯学習課）
- 第13号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について（教職員課）
- 第14号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について（義務教育課）
- 第15号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について（生涯学習課）

8 課長報告等

- (1) 第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプランの策定について (教育企画室)
- (2) 第2期みやぎの情報化推進計画の策定について (教育企画室)
- (3) 名取支援学校の分校設置について (特別支援教育室)
- (4) 平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜実施状況について (高校教育課)
- (5) みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催100日前PRイベントの開催について
(全国高校総体推進室・全国高校総合文化祭推進室)
- (6) 松島自然の家野外活動フィールドの供用開始について (生涯学習課)
- (7) 宮城県生涯学習審議会への諮問について (生涯学習課)

9 資料 (配付のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧 (総務課)
- (2) みやぎ県政だより (平成29年3月・4月号) 掲載記事「スマホ・携帯の適切な利用について」 (教育企画室)
- (3) 河北新報掲載記事 (平成29年2月19日) 「みやぎっ子ルブルフォーラム」 (教育企画室)
- (4) みやぎの先人集「未来への架け橋」第2集リーフレット (義務教育課)
- (5) いじめ対応研修テキスト「いじめ対応の手引き」 (義務教育課)
- (6) 第72回国民体育大会冬季大会の結果について (スポーツ健康課)
- (7) MIYAGI 2017「南東北インターハイNEWS第7号」 (全国高校総体推進室)
- (8) みやぎの協働教育について (生涯学習課)
- (9) みやぎ総文2017「ニュースレターNo. 12」 (全国高校総合文化祭推進室)
- (10) 「政宗が育んだ“伊達”な文化」日本遺産認定記念シンポジウム (文化財保護課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について

（ 答 申 ）

平成 29 年 3 月 14 日

高等学校入学者選抜審議会

目 次

ページ

1	宮城県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題	
(1)	現行入学者選抜制度の概要 -----	1
ア	入学者選抜制度の変遷	
イ	現行入学者選抜制度の概要	
(2)	現行入学者選抜制度の課題 -----	2
ア	複数の受験機会の確保に伴う入試期間の長期化について	
イ	特色ある選抜の在り方について	
ウ	入試事務の在り方について	
2	入学者選抜制度に関する調査	
(1)	「宮城県公立高校入学者選抜に係る質問紙調査」結果から -----	4
ア	調査の趣旨等	
イ	調査結果の概要	
(2)	「みやぎ学力状況調査」結果から -----	5
ア	調査の趣旨等	
イ	調査結果の概要	
(3)	「今後の高等学校入学者選抜に関する意見聴取会」結果から -----	7
ア	調査の趣旨等	
イ	調査結果の概要	
(4)	「「中間まとめ」に対するパブリックコメントの募集」結果から --	8
ア	調査の趣旨等	
イ	調査結果の概要	
3	今後の県立高等学校入学者選抜の在り方	
(1)	改善に向けての基本的な考え方 -----	9
(2)	改善の方向性 -----	10
ア	適正な入試期間の設定について	
イ	高等学校の特色に応じて行う選抜の在り方について	
ウ	入試事務の在り方について	
4	今後の県立高等学校入学者選抜の具体的な改善案 -----	13

1 宮城県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題

(1) 現行入学者選抜制度の概要

ア 入学者選抜制度の変遷

県立高等学校入学者選抜については、教育環境の変化や時代の要請に対応して、これまで様々な改善が図られてきた。

現在の入学者選抜の基本的な形である調査書及び学力検査の結果に基づき総合的に審査するという方式は、昭和42年度入試から取り入れられたものである。

昭和53年度入試においては、すぐれた自営者及び後継者の育成を図るとともに、生徒の目的意識を明確化させることにより学習意欲の向上を図ることを目指して、農業及び水産に関する学科の一部で推薦入試が導入された。その後、受験生の多様な能力を多面的に評価するという観点から、その対象学科と募集割合が順次拡大され、選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化の観点から、平成6年度入試において、普通科にも推薦入試が導入された。

さらに、平成22年度からの全県一学区制の実施も、進路選択幅の一層の拡大により、受験生が主体的に高校を選択する契機となり、推薦・一般・第二次募集という最大3回の受験機会を設け、それぞれ異なる方法と尺度で選抜を実施してきた。

しかしながら、推薦入試については、出願に際して中学校長の推薦を要することに伴い、受験機会に差が生じること、推薦の基準や各高校が求める生徒像が不明瞭あるいは具体性に欠けるとの指摘があること、学力検査が不要な早期合格の手段であるといった、本来の趣旨とは異なる捉え方がみられることなど、様々な課題があることから、入試制度を大きく見直し、平成25年度入試から現行入試制度である前期選抜・後期選抜を導入した。

前期選抜は、受験生の多様な能力を多面的に評価するという推薦入試の「よさ」を継承しつつ、学力向上を一つの大きなねらいとして国語・数学・英語の3教科の学力検査を導入するなど、中学校3年間の学習成果や多様な能力・適性等を多面的に評価することを目指したものである。また、学校現場からの視点とともに、受験する側の中学生や保護者の立場も考慮した上で、前期選抜・後期選抜・第二次募集の最大3回の受験機会を確保し、進路選択幅や受験機会の拡大という点においてもその役割を果たしている。

イ 現行入学者選抜制度の概要

現行制度においては、まず前期選抜が2月上旬頃に行われる。前期選抜では、各高校の「特色ある学校づくり」という観点も踏まえ、具体的な「出願できる条件」を各高校があらかじめ示し、その条件を満たす生徒が出願するものである。

学力の定着という観点から、学力検査（3教科）の実施に加え、受験生の多様な能力を多面的に評価するという観点から、学校独自検査として作文、面接及び実技から1つ以上を各学校が必要に応じて実施し、調査書、学力検査及び学校独自検査の結果等を資料として、総合的に選抜がなされており、学力向上や特色ある学校づくりの一層の推進を図っている。

募集定員に対する前期選抜における募集人数の割合（以下、募集割合という）は、各学校が学科・コース・部毎に定めることとしており、その上限は普通科では30%（コース制では40%）、体育及び美術に関する学科では70%、その他の専門学科及び総合学科では40%となっている。現在、全ての学校、学科等で前期選抜が実施され、募集割合については全日制課程では、70校136学科中64校125学科で上限に設定されている。

続いて3月上旬に行われる後期選抜においては、5教科の学力検査が実施され、学校によって傾斜配点を実施するなど、学校の裁量幅がある程度認められている。また、学校が必要に応じて面接及び実技を実施することができ、選抜にあたっては、中学校3年間の成果を多面的・総合的に評価できるよう、調査書点と学力検査点のどちらかを重視するかについて、各学校があらかじめ定めた割合に基づき、関連図表を用いた総合的な選抜が行われている。

さらに、3月下旬に第二次募集が実施される。第二次募集は、合格者数が募集定員に1名でも満たない学校で必ず実施され、進学先未決定者の受験機会の確保が図られている。この第二次募集においては、調査書のみによる選抜、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技、作文のいずれか1つ又は複数の結果を合わせた総合的な選抜が行われる。

（2）現行入学者選抜制度の課題

本県の入学者選抜制度は、生徒一人ひとりを、中学校3年間の学習成果は勿論、その他の多様な能力や適性等も含め、複数の尺度で多面的に評価してきた。現行の入試制度は、受験生の進路選択幅や受験機会の拡大だけでなく、学力の向上や特色ある学校づくりの一層の推進にも繋がっている。しかしながら、一定の効果が認められる一方で、さまざまな課題があることが改めて明らかとなってきた。

ア 複数の受験機会の確保に伴う入試期間の長期化について

① 中学校における課題

- ・ 前期選抜不合格者の進路相談や出願準備等に十分な指導を行うために、前期選抜合格発表から後期選抜の出願までの期間を2週間確保していることも、入試期間が長期化する一因になっている。
- ・ 前期選抜で不合格になったことにより、自信を失い、精神的な回復に時間を要する生徒が多く、一部には、志望校を変更して後期選抜に出願する状況もみられる。
- ・ 前期選抜において、「出願できる条件」を満たしている高校を選択し、「入りたい高校」ではなく、「受験できる高校」を選択している状況がみられる。
- ・ 前期選抜合格者の、授業に対する意欲が低下し、後期選抜に向け学習に意欲的になっている生徒との間に温度差が生じることや、学年末の時期に、入試事務が切れ目なく続くことにより、学校の教育活動や在校生への指導が十分にできない状況がみられる。

② 高等学校における課題

- ・ 入試事務が3ヶ月間、途切れなく続くことから、授業時数が十分に確保できず、在校生に対する本来の教育活動に支障が生じている。
- ・ 後期選抜でも十分合格できる生徒が、前期選抜に出願し不合格となっており、前期選抜に合格した生徒は、入学までの2ヶ月間で学習習慣が失われている。
- ・ 入試の時期が在校生の考査や成績処理の日程と重なっていることで、学年末に向けた在校生への補充指導や大学進学に向けた高校3年生への進路指導・学習指導を十分に行うことができない状況がみられる。

イ 特色ある選抜の在り方について

● 生徒の能力を多面的に評価するための入試の在り方

- ・ 各高校の出願資格が明確になり、前期選抜では、条件を満たしている生徒が積極的に出願している一方で、出願条件があるため、全ての受験生に対し、平等に受験機会が与えられているわけではない。
- ・ 前期選抜の募集割合が少ないため出願倍率が高くなり、結果として、特色ある第1志望の受験生について、多くの不合格者を出すことに繋がっている。
- ・ 前期選抜を受験する生徒は、国語・数学・英語の3教科に力を入れ、社会・理科の学習を軽視する傾向が見られ、学習状況にも偏りがみられる。
- ・ 前期選抜において、中学生はまだ教育課程の学習を修了していない段階での学力検査となり、学力の高い生徒が早期に合格するための機会となっている。
- ・ 前期選抜で難易度の高い小論文が出題され、中学校の学習範囲で解答するのが難しく、受験生はその対策に多くの時間を取られ負担になっている。
- ・ 前期選抜の出願条件において、体育的・文化的活動に関する条件は、出場する大会等や学校規模、受験生が所属する部活動や在籍する地域によって、条件が満たせるかどうかにより差があり、公平性に欠ける。
- ・ 出願条件が曖昧で、受験生、保護者、中学校、高校の間で、それぞれ解釈の相違がみられる。
- ・ 受験生は、各高校が示す評定平均値にのみ左右され、「入りたい学校」ではなく、「受験できる学校」を選択する傾向がみられる。

ウ 入試事務の在り方について

● 中学校、高等学校の教育活動への負担

- ・ 入試期間の長期化によって、十分な授業時数の確保が難しくなり、また、入試事務と定期考査等の日程、学期末の事務整理等とが重なり、事務作業が煩雑化している。
- ・ 中学校では、前期選抜志願者の増加に伴い、学校独自検査に係る指導や入試事務による教員の業務が多忙化しており、受験生の学習指導、在校生の部活動等の指導時間が大幅に減少している。
- ・ 入試事務の緊張が強いられる期間が3カ月間におよび、成績処理等の校務や学校行事、部活動等の諸活動も制限されている現状であり、他の業務への影響や教員の負担が非常に大きく、必要な時期に在校生に対して十分な指導ができない。

2 入学者選抜制度に関する調査

(1) 宮城県公立高校入学者選抜に係る質問紙調査

ア 調査の趣旨等

① 調査目的

「平成25年度入学者選抜」からスタートした現行の入試制度について、3年の実施状況を踏まえた評価を行うことで、旧制度からの変更点の効果を検証するとともに、その課題と改善の方向性についての意見を集約し、入学者選抜に係る今後の検討の参考とする。

② 調査対象学校数

- | | | | |
|----------------|------|------|-------|
| ・ 公立の高等学校 | 83校 | (回収数 | 83校) |
| ・ 国立・公立・私立の中学校 | 210校 | (回収数 | 210校) |
| ・ 公立の特別支援学校中等部 | 18校 | (回収数 | 18校) |
| ・ 中等教育学校 | 2校 | (回収数 | 1校) |

③ 実施期間

平成27年12月下旬から平成28年1月22日（金）までの期間で各学校の実情に応じて実施した。

④ 調査項目

- ・ 検証：旧制度からの変更点の効果
- ・ 評価：新しい入試制度の課題と改善の方向性

イ 調査結果の概要

① 検証：旧制度からの変更点の効果等

- ・ 旧制度からの変更点の効果については、中学校・高等学校の6割以上が概ね肯定的な回答をしており、特に、中学校・高等学校の8割以上が、透明性・客観性の確保に役立っていると回答している。
- ・ 中学校においては、「学習意欲の喚起・学習習慣の形成」や「目的意識の明確化・主体的な進路選択」に役立っていると回答している学校が多く、前期選抜・後期選抜とも学力検査を実施することで、学習意欲を喚起し、中学校段階における確かな学力の定着を図るという趣旨に関して一定の効果がうかがえる。
- ・ 高等学校においては、期待する生徒像に沿った資質・能力の評価、特色ある学校づくりの一層の推進に役立っていると回答している学校が多く、現行制度が高等学校での魅力ある学校経営を進めていく契機となっていることがうかがえる。
- ・ 一方で、「生徒にとっての学校生活の充実」及び「学校の教育活動の充実」についての調査結果に見られるように、入試制度そのものが、生徒の学校生活の充実や学校の教育活動の充実に役立っているという捉え方については、中学校・高等学校ともに意見が分かれていること、「受験機会の拡大・受験者数の増加」について、中学校ほどには高等学校が評価していないことから、制度変更の趣旨に照らして期待される効果が十分に表れていない状況であることがうかがえる。

② 評価：現在の入試制度の課題等

- ・ 入試日程については、7割以上の中学校で課題がないと回答しているが、高等学校では半数以上の学校で課題があると回答している。課題があったとした場合の記述回答では、その理由に入試期間の長期化を挙げており、中学校での十分な進路指導と複数の受験機会の確保の結果として、一定程度期間を設けざるを得ない現行制度の在り方については、「受験機会の拡大・受験者数の増加」における効果も踏まえつつ、検討する必要がある。
- ・ 前期選抜での「出願できる条件」は、「目的意識の明確化や主体的な進路選択」、「学習意欲の喚起・学習習慣の形成」、「透明性・客観性の確保」に見られる評価の根拠になっていると考えられるが、中学校において、7割超が課題があると回答しており、「出願できる条件」について課題があったとした場合の記述回答では、その理由に「条件が曖昧である」ことなどを挙げ、条件中の基準の具体化、明確化を求めている。このことと、6割強の高等学校が出願できる条件について、概ね課題がないと回答していることを突き合わせながら、特色ある学校づくりに繋がる高校入試の在り方について検討する必要がある。
- ・ 入試事務を除く他の教育活動への影響について、中学校の回答傾向を「生徒にとっての学校生活の充実」及び「学校の教育活動の充実」に照らしてみると、中学校においては、7割超が入試事務を除く他の教育活動への影響はないと回答しているが、記述回答からは、入試事務が大きな負担となっていることがうかがえる。他方、6割の高等学校において、入試事務を除く他の教育活動に影響があると考えていることも併せると、現行制度における入試事務の在り方や入試期間について検討する必要がある。

(2) みやぎ学力状況調査

ア 調査の趣旨等

① 調査目的

高等学校の第1学年生徒の学力状況及び学習状況を把握し、各学校における学習指導及び進路指導の改善に役立てる。

② 調査対象

学習状況等に関する調査・・・公立高等学校1年生全員 約15,100人

③ 実施期間（平成28年度）

平成28年7月1日から8日までの期間で、各学校の実情に応じて実施した。

④ 調査項目

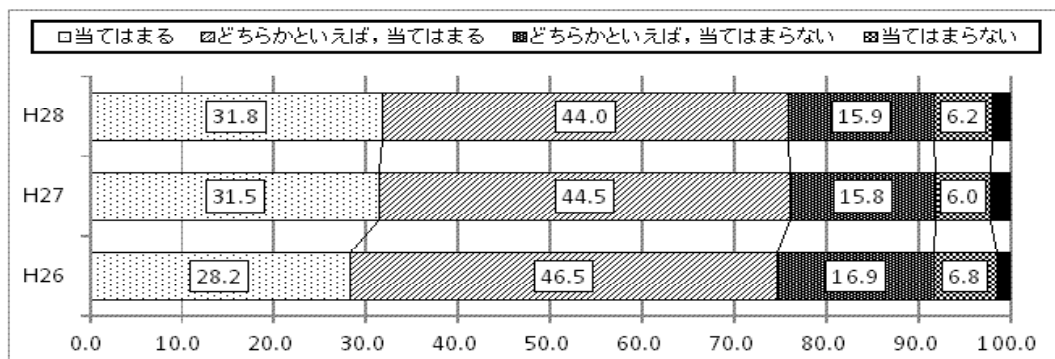
学習状況調査において、入試関連の質問を実施

- ・【Q44】学力向上について
- ・【Q45】主体的な進路選択について
- ・【Q46】学校生活の充実について

イ 調査結果の概要

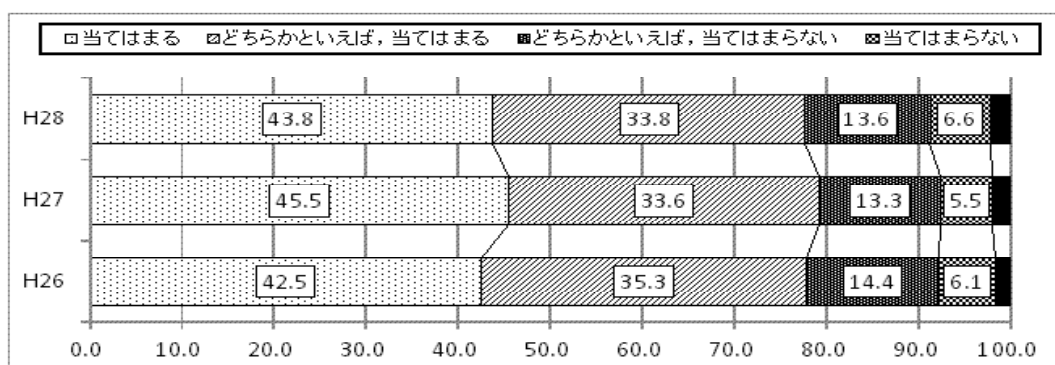
① 【Q44】 学力向上について

(Q) 高校入試(学力検査)は、学習意欲の喚起や学習習慣の形成に役立っている。



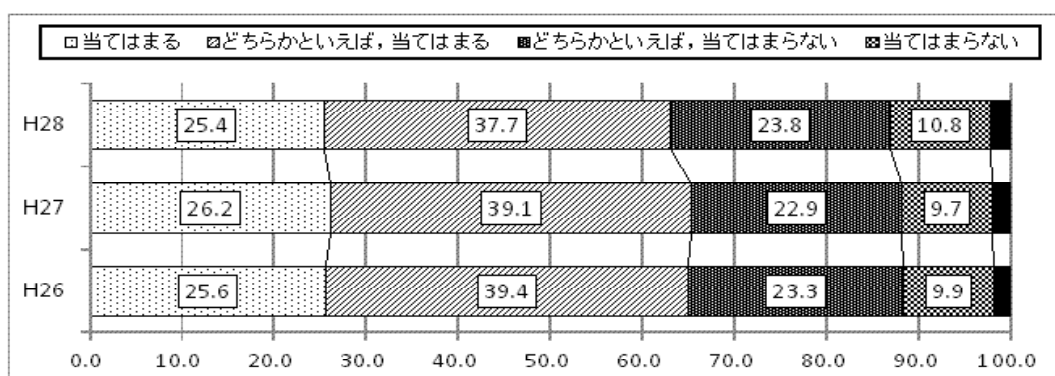
② 【Q45】 主体的な進路選択について

(Q) 高校入試は、将来について考える機会になった。



③ 【Q46】 学校生活の充実について

(Q) 高校入試は、中学校生活や高校生活の充実につながっている。



各年度とも

- ・ 7割を超える生徒が、学力検査の実施が学習意欲の喚起や学習習慣の形成に役立っていると回答。
- ・ 8割弱の生徒が、高校入試は、将来について考える機会になったと回答。
- ・ 6割超の生徒が、高校入試は、中学校生活や高校生活の充実につながっていると回答。

(3) 「今後の高等学校入学者選抜に関する意見聴取会」結果から

ア 調査の趣旨等

① 調査目的

「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について（中間まとめ）」に対する意見を広く県民から聴き、入学者選抜審議会における最終答申を検討する際の参考にする。

② 開催日時及び開催場所

開催日時 平成29年1月18日（水） 午後1時から午後2時30分まで
開催場所 県庁 行政庁舎9階 第一会議室

イ 調査結果の概要

① 参加者

○ 意見発表者 10人

宮城県商工会議所連合会・理事・事務局長	高山 秀樹 氏
宮城県PTA連合会・副会長（若柳中）	三浦 修 氏
宮城県PTA連合会・副会長（村田第一中）	石垣 英樹 氏
仙台市PTA協議会・顧問（将監中）	佐藤 美佳子 氏
白石市教育委員会・理事兼教育専門監	樋口 英明 氏
大崎市教育委員会・参事	鈴木 文也 氏
大河原町立大河原中学校・校長	菊池 均 氏
仙台市立中山中学校・教諭	遠藤 利美 氏
気仙沼向洋高等学校・校長	千田 健一 氏
仙台第三高等学校・主幹教諭	川上 剛弘 氏

○ 審議会専門委員

田端 健人 委員，村上 裕子 委員，新山 弘幸 委員，小林 裕介 委員，
猪股 智秋 委員，岩井 誠 委員

○ 傍聴者 10人（他，報道機関8人）

○ 宮城県教育委員会：教育監兼教育次長，義務教育課長，高校教育課長

仙台市教育委員会：教育局学校教育部高校教育課長，高校教育課指導主事

② 改善の方向性に係る意見・提言の内容（要旨）

- 10人の意見発表者のうち9人は，改善試案のA案を支持する意見であった。
- 以下のような理由から，入試制度の一本化を望む意見が多かった。
 - ・ 前期選抜で出願できる条件があることで全ての受験生にとって受験機会が公平ではないこと
 - ・ 多くの受験生が前期選抜を目指して，だいぶ前から準備をしてきて不合格になることで，相当なショックを受け，十分な精神的なケアが必要となっていること
 - ・ 前期選抜を受験できなかった生徒にも精神的なケアが必要なこと
 - ・ 前期選抜不合格者が結果として後期選抜で同じ高校に合格していること
 - ・ 無駄な不合格体験が志望校変更につながること
 - ・ 前期選抜が高倍率になり，「入れる入試」ではなく，「落とす入試」になっていること
 - ・ 長期にわたる入試事務作業により本来あるべき教育活動に支障が出ていること
- 一方，生徒の普段の頑張りを評価するため，推薦入試制度実施の検討を望む声があった。
- 特色ある選抜の実施について，高校が求める生徒像を明確に示し，学校の特色を具体的に公表することで，受験生が主体的に入りたい学校を選べるような，前期選抜の理念は活かしつつ実施するよう改善を望む意見が多かった。
- その他，出願先変更の制度を導入すること，受験生の中学校生活を評価する場合に，客観性を意識するあまり，調査書の点数化はしないこと，思考力・判断力・表現力を見る学校独自検査は継続すること，出願願書に加えて自己アピールを入れた自己推薦書の作成等，具体の制度設計についての意見も出され，今後の検討が望まれる。

(4) 「中間まとめ」に対するパブリックコメントの募集」結果から

ア 調査の趣旨等

① 調査目的

「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について（中間まとめ）」に対する意見を広く県民から聴き、入学者選抜審議会における最終答申を検討する際の参考にする。

② 中間まとめ及び関係資料の公表場所

高校教育課ホームページ，総務部行政経営推進課，本庁県政情報センター
各地域振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）

③ 意見の募集期間

平成28年12月19日（月）から平成29年1月31日（火）まで
なお、郵便については当日消印有効。

④ 意見の提出方法

郵便，ファクシミリ，電子メール

イ 調査結果の概要

① 提出状況

パブリックコメント数	意見提出者数（人）	意見・提言数（件）
	23	54
Eメール	22	51
FAX・郵送	1	3

② 意見・提言の内容（要旨）

- 23人の意見・提言のうち17人が、入試制度の一本化を望むものであった。
 - その理由としては、前期選抜を受験できない生徒がいること、不必要な不合格体験は中学生にとって望ましくないこと、前期選抜不合格者が結果として後期選抜で同一高校に合格すること、中学校・高等学校の教育活動に支障が生じていること、入試事務が多忙化していること等の意見が多かった。
 - 学力検査の実施について、5教科での実施を望む声があり、概ね肯定的な意見が多かったが、マークシート形式の出題を望む声も2件あった。
 - 調査書の活用について、学力検査と調査書の比率及び部活動の実績評価の軽重の見直しに関する意見があった。また、調査書点の男女による偏りを指摘する声や、調査書を点数化しないよう要望する意見があった。
 - その他、少数意見として、第二次募集の実施に関する事、他県の入試制度に関する事、改善の時期に関する事等の意見・提言があった。
- 入学者選抜の基本方針を尊重し、受験生にとって公正かつ適正なもの、受験生が自ら将来を展望する機会となり、中学校と高等学校の教育を円滑に繋ぐもの、これからの時代に求められる知識・技能の定着や、それらを活用して課題を解決するための力の育成に繋がるものとなるよう、多くの機会を捉え、学校現場や保護者の方々をはじめ、様々な立場の方から意見を頂き、それらを参考にしながら、具体の制度設計について検討していくことが望ましい。

3 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方

(1) 改善に向けての基本的な考え方

本県の県立高等学校における入学者選抜は、「高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うもの」という基本方針に則り実施されてきた。

審議会等におけるこれまでの議論や質問紙調査の結果から、現行の入学者選抜制度には一定の効果が認められる一方で、さまざまな課題があることも改めて明らかとなったが、入試改善を進めるに際しては、まず、この選抜の基本方針を尊重すべきものとする。

これまで本県では、複数の受験機会を設け、複数の尺度で受験生の能力について多面的に評価するという観点から、高校入試の改善を行ってきた。また、そのような観点に加え、学力の向上や特色ある学校づくりの一層の推進を図るという観点も重要である。こうしたことを踏まえ、制度全体を俯瞰しながら改善を進めていく必要があることから、審議会で議論していく上で、今後の入学者選抜を改善していくに当たっての基本的な考え方として、以下の3点を確認した。

- ① 受験生にとって、公正かつ適正なものとするべきこと。
- ② 受験生が自らの将来を展望する契機となり、中学校と高等学校の教育を円滑に繋ぐものとするべきこと。
- ③ これからの時代に求められる知識・技能の定着や、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成に繋がるものとするべきこと。

(2) 改善の方向性

ア 適正な入試期間の設定について

- 現行入試制度による前期選抜，後期選抜の実施は，中学生の学習意欲の喚起・学習習慣の形成，高等学校の期待する生徒像に沿った資質・能力の評価等において一定の効果がうかがえる。

一方で，2回の選抜を実施することで，入試の期間が長期にわたり継続していることが，中学校及び高等学校の双方において，年度末にかけての教育上重要な時期に，授業や在校生への指導時間の十分な確保を困難にしているなど，学校の教育活動を一層充実させる上で解決すべき課題となっている。

また，前期選抜においては，受験生の積極的な出願により，結果として多くの受験生が不合格となることから，複数回の受験機会があるとはいえ，不合格者に対して，精神的ケアを含む十分な進路指導を経て後期選抜に出願させることに配慮して入試日程を設定している。質問紙調査の結果からは，前期選抜不合格者のうち，多くの生徒が後期選抜でも同一校に再出願しており，高い割合で合格している状況もうかがえる。

さらに，前期選抜で不合格となった一部の受験生は，自信を失い第一志望の学校を変更している等，複数機会を確保した現行制度の良さが十分に発揮されているとは必ずしも言えない状況もうかがえる。

これらの点を総合的に検討した結果，すべての中学生の学校生活，そして中学校及び高等学校双方の学校教育活動の充実に繋がる，より効果的な制度となるようにしていくためには，特色ある選抜の理念を生かしつつ，前期選抜，後期選抜の入試日程を一本化し，入試日程の長期化を解消する方向で改善する必要がある，できる限り速やかに具体的改善に着手することが望ましいものと考ええる。

- ◆ 入試日程の一本化に向けて，次のような点に配慮する必要がある。

- ① 合格発表の後，高等学校の授業が始まるまでの時間を極力短くして，中学校で学んだことがそのまま高校1年生で生かされるようにすること。
- ② 中学3年生に最後の最後まで力を付けさせて高校生活に繋げる観点から，1月から3月までの期間に授業時数をできるだけ確保すること。
- ③ 受験生の学力の定着という観点に加え，多様な能力を多面的に評価するという観点から，選抜方法として学力検査の他，作文，面接，実技等を実施すること。
- ④ 前期選抜と後期選抜を集約し日程を一本化することで，学力検査は1回となるが，選抜に当たっては，学力検査及び調査書を選抜資料の基本とし，各高等学校が必要に応じて作文，面接，実技等の評価を選抜資料に加える学力検査に基づく選抜の他，各高等学校及び学科等の特色に応じて選抜資料の配

点等を別に定めて行う，高等学校の特色に基づく選抜の2通りの方法を設けることを検討すること。

イ 高等学校の特色に応じて行う選抜の在り方について

- 現行入試制度による前期選抜，後期選抜の実施は，透明性，客観性が確保され，中学生の目的意識の明確化・主体的な進路選択，高等学校の特色ある学校づくりの推進において一定の効果がみられ，受験生が主体的に高校を受験するという意識についてはかなり高まっており，前期選抜から積極的に出願する様子が見られる。

一方で，前期選抜における出願できる条件については，高等学校では概ね妥当であるとの評価をしているのに対して，中学校では，その内容が漠然としている，曖昧であると捉えるなど，認識の差が生じている。また，中学生が必要以上に「出願できる条件に学校生活を合わせ，「入りたい学校」ではなく「受験できる学校」を選択する様子が見られる等の課題も指摘されている。

前期選抜において，高等学校が求める生徒像を示し，それぞれの特色に応じて生徒を多面的に評価することは，中学生自らが将来を展望する契機になっており，今後も，各高等学校の特色をより明確に示した上で，その特色に基づいて，学力と同時に生徒の資質・能力についても多面的に評価することが望ましい。その際，これまでの入試の実績を踏まえつつ，中学生が自らの考えに基づき，より主体的で充実した学校生活を送ることを後押しする入試制度となるような方向での改善が必要である。

ウ 入試事務の在り方について

- 公正・厳正な入学者選抜を円滑に実施する上で，正確な入試事務等の作業が求められるが，現行入試制度では，前期選抜，後期選抜を実施することで，入試期間が長期化しており，入試事務等の作業がその間続くことになる。また，中学校，高等学校双方で，入試事務に係る期間の長さが，生徒の学習活動，学校の教育活動に影響を及ぼしている状況が見られる。

現行制度のまま，入試期間を短縮するだけでなく，現在実施している2回の選抜を1回にまとめて実施することで，入試事務の効率化を推進することも視野に入れた改善が必要である。

【参考資料】《中間まとめにおける3つの改善試案》

入試期間の短縮化，複数の受験(選抜)機会の確保，学力向上などの観点から改善試案を作成

現行制度	A 案	B 案	C 案
・前期選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・【B1選抜】 ・前期選抜を継続 ・県内すべての学校で実施 ・対象：出願できる条件を満たしている者 ・実施時期：2月中～下旬 ・学力検査：必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・【C1選抜】 ・特色化選抜を限定的に残す ・一部の学校で実施 ・対象：例えば， 専門学科のみ等 ・実施時期：2月中～下旬 ・学力検査：必須
・後期選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・【A1・A2選抜】 ・前期選抜と後期選抜を集約 日程は一本化 選抜の機会は2回 ・県内すべての学校で実施 ・対象：全受験生 (選抜の機会は2回) ・実施時期：3月上～中旬 ・学力検査：必須(5教科) 	<ul style="list-style-type: none"> ・【B2選抜】 ・後期選抜を継続 ・県内すべての学校で実施 ・対象：1回目の選抜で 合格していない又は 受験していない者 ・実施時期：3月上～中旬 ・学力検査：必須(5教科) 	<ul style="list-style-type: none"> ・【C2選抜】 ・後期選抜を継続 ・全て又は一部の学校で実施 ・対象：1回目の選抜で 合格していない又は 受験していない者 ・実施時期：3月上～中旬 ・学力検査：必須(5教科)
・第二次募集	<ul style="list-style-type: none"> ・【A3選抜】 ・制度としては現行どおり ・定員に1名でも満たない 学校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・【B3選抜】 ・制度としては現行どおり ・定員に1名でも満たない 学校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・【C3選抜】 ・制度としては現行どおり ・定員に1名でも満たない 学校で実施
・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の検査で2種類の選抜を行うことで入試期間の短縮化を図りつつ選抜機会を確保する。 ・受験生及び学校の特色を選抜に生かす方法は検討を要する。 ・学校独自検査を継続するかは検討を要する。 ・予備調査の在り方について検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の実施時期を抜本的に見直すことで入試期間の短縮化を図る。 ・【B1選抜】で実施する学力検査の教科数について検討を要する。 ・【B1選抜】の受験資格について検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の前期選抜の実施時期及び内容を抜本的に見直す。 ・【C1選抜】は普通科以外の専門学科等でのみ実施する等，一部の学校・学科等に限る。 ・【C1選抜】で実施する学力検査の教科数については検討を要する。 ・【C1選抜】で学校独自検査を継続するかは検討を要する。

4 今後の県立高等学校入学者選抜の具体的な改善案

3(2)で示した改善の方向性を踏まえ、総合的に判断して、以下に示す「改善案」により改善することが望ましい。

(1) 受験機会

- ① 2回に分けて実施していた前期選抜と後期選抜を集約して入試日程を一本化し、1回の学力検査の受験により、合格者を学力検査に基づいて行う選抜と学校の特色に基づいて行う選抜の2通りの方法で、総合的に選抜することにより、現行制度の課題等の改善を図り、より公正かつ適正な選抜制度とすることが望ましい。
- ② 欠員が生じた高校については、補充のための入学者選抜を実施することが望ましい。

(2) 選抜日程

- ① 入学者選抜の実施日は、中学校及び高等学校における授業時数の確保及び教育活動の充実を図るため、3月上旬とすることが望ましい。
- ② 入学者選抜の全体日程は、中学校の卒業式、高等学校の入試業務等に配慮して設定することが望ましい。
- ③ 欠員を補充するための選抜を含めた全日程は3月24日頃までに終了することが望ましい。

(3) 選抜方法

- ① 国語、数学、英語、社会、理科の5教科の学力検査を実施する。
- ② 各高等学校は、必要に応じて、作文、面接、実技等のうちから1つ又は複数実施することができることとする。ただし、実技については、体育及び美術に関する学科に限るものとする。
- ③ すべての高等学校・学科等において、学力検査と調査書等に基づいて選抜する学力選抜枠と求める生徒像を明確に示し、受験生の多様な資質・能力、意欲等を重視して、各学校の特色に基づいて選抜する特色選抜枠をそれぞれ設定し、1回の受験で生徒を多面的に評価できるよう2通りの方法で選抜することが望まれる。
- ④ 受験を希望する者は、全員が出願できるものとし、それぞれの選抜方法等については各高等学校が定め、あらかじめ公表することとする。
- ⑤ 学力検査に基づく選抜は、国語、数学、英語、社会、理科の5教科の学力検査及び調査書を選抜資料の基本とし、各高等学校が必要に応じて作文、面接、実技等の評価を選抜資料に加えて総合的に選抜する。
- ⑥ 学校の特色に基づく選抜は、受験生のもつ多様な資質・能力、適性、意欲等を適切に評価するため、各高等学校及び学科等の特色に応じて選抜資料の配点等を別に定めるなどして、総合的に選抜する。その際、選抜をする上での基礎資料となる調査書の様式についても、検討する必要がある。

(4) その他

入試日程を一本化し、受験機会が1回になることに伴い、病気、交通事故、その他のやむを得ない事由によって受験できなくなる場合の受験機会を確保する措置について、検討することが望ましい。

付 録 資 料

資料1 委員名簿

1 高等学校入学者選抜審議会委員名簿

(任期：平成28年7月1日から平成30年6月30日まで)

委員職	氏名	所属・役職名	備考
委員長	柴山直	東北大学大学院教育学研究科・教授	
副委員長	田端健人	宮城教育大学教育学部・教授	専門委員
委員	坪田益美	東北学院大学教養学部・准教授	
委員	金田隆	仙台経済同友会・事務局長	
委員	浅野純江	宮城県高等学校PTA連合会・副会長	
委員	村上裕子	宮城県PTA連合会・副会長	専門委員
委員	伊藤宣子	聖ウルスラ学院英智高等学校・校長	
委員	星豪	大崎市立古川中学校・校長	
委員	新山弘幸	仙台市立長町中学校・校長	専門委員
委員	齋隆	宮城教育大学附属中学校・副校長	
委員	村上善司	女川町教育委員会・教育長	
委員	猪股亮文	仙台市教育局学校教育部教育指導課・課長	
委員	長島勝彦	宮城県仙台第二高等学校・校長	
委員	吉田玲子	宮城県岩ヶ崎高等学校・校長	
委員	村上礼子	宮城県松島高等学校・校長	
委員	小林裕介	宮城県総合教育センター・所長	専門委員

(所属は、平成29年3月14日現在)

2 県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会専門委員名簿

(任期：平成28年7月25日から平成29年6月30日まで)

委員職	氏名	所属・役職名	備考
座長	田端健人	宮城教育大学教育学部・教授	審議会委員
委員	村上裕子	宮城県PTA連合会・副会長	審議会委員
委員	新山弘幸	仙台市立長町中学校・校長	審議会委員
委員	小林裕介	宮城県総合教育センター・所長	審議会委員
委員	遠山勝治	塩竈市教育委員会学校教育課・課長	
委員	猪股智秋	美里町立南郷中学校・教頭	
委員	岩井誠	宮城県田尻さくら高等学校・教頭	
委員	佐々木弘晃	北部教育事務所栗原地域事務所・副参事	

(所属は、平成29年3月14日現在)

資料 2 高等学校入学者選抜審議会の審議経過

(今後の県立高等学校入学者選抜の在り方関係分)

1 高等学校入学者選抜審議会及び小委員会の審議経過 (一覧)

開催日程	会議等の名称	場所	審議内容
H28. 7. 25	平成28年度第1回高等学校入学者選抜審議会	第一会議室	◇今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について(諮問) ◇専門委員及び小委員会の設置について
H28. 8. 22	平成28年度第1回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会	第二会議室	◇第1回入学者選抜審議会の報告について ◇入学者選抜制度の現状と課題について ◇今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について ◇改善の方向性について ◇小委員会の今後の進め方について
H28. 9. 27	平成28年度第2回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会	第二会議室	◇第1回小委員会審議内容について ◇現行高等学校入学者選抜制度の検証及び論点整理について ◇今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について ◇改善の方向性について ◇「中間まとめ」の柱立てについて
H28. 10. 25	平成28年度第3回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会	1601会議室	◇第2回小委員会審議内容について ◇現行公立高校入試制度に関する調査結果について ◇「中間まとめ(案)」について ◇改善の方向性について ◇第2回入学者選抜審議会への報告事項について
H28. 11. 8	平成28年度第2回高等学校入学者選抜審議会	第一会議室	◇現行公立高校入試に関する調査結果について ◇小委員会におけるこれまでの検討結果について ◇「中間まとめ(案)」について
H28. 12. 7	平成28年度第4回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会	第二会議室	◇第2回入学者選抜審議会の報告について ◇「中間まとめ」について ◇今後の入試改善の視点と方向性について ◇答申素案の方向性と盛り込むべき内容について ◇小委員会の今後の進め方について
H28. 12. 19 ～ H29. 1. 31	「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について(中間まとめ)」に対するパブリックコメント		○意見提出者数7人, 意見・提言数〇〇件
H29. 1. 18	意見聴取会	第一会議室	○出席者(傍聴者を含む) 約50人
H29. 1. 18	平成28年度第5回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会	第一会議室	◇第4回小委員会審議内容について ◇意見聴取会の意見整理について ◇パブリックコメントについて ◇具体的な改善案について ◇答申(案)について
H29. 2. 22	平成28年度第3回高等学校入学者選抜審議会	第一会議室	◇小委員会におけるこれまでの検討結果について ◇パブリックコメントについて ◇意見聴取会について ◇「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(案) ◇今後のスケジュールについて

2 高等学校入学者選抜審議会及び県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会における検討経過について

平成28年度第1回高等学校入学者選抜審議会（平成28年7月25日，第一会議室）

- ◇ 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について（諮問）
- ◇ 専門委員及び小委員会の設置について

《議論のまとめ》

- ◎ 県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会及び専門委員の設置，今後のスケジュールについて確認した。

平成28年度第1回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会

（平成28年8月22日，第二会議室）

- 座長の選出 田端 健人（宮城教育大学教育学部教授）を小委員会座長に選出。
- 会議の公開 原則非公開とし，資料・議事内容の公開可能部分を会議後にまとめ公開することを決定した。

- ◇ 第1回入学者選抜審議会の報告について
- ◇ 入学者選抜制度の現状と課題について
- ◇ 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について
- ◇ 改善の方向性について
- ◇ 小委員会の今後の進め方について

《議論のまとめ》

- ◎ 入学者選抜の現状と課題について論点整理し，改善に向けての基本的な考え方について確認
- ◎ 今後の進め方
 - ・ 審議は，平成28年8月～平成29年1月までを予定
 - ・ 平成28年度第2回審議会で「中間まとめ」，年度内に「答申」

平成28年度第2回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会

（平成28年9月27日，第二会議室）

- ◇ 第1回小委員会審議内容について
- ◇ 現行高等学校入学者選抜制度の検証及び論点整理について
- ◇ 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について
- ◇ 改善の方向性について
- ◇ 「中間まとめ」の柱立てについて

《議論のまとめ》

- 改善に向けての基本的な考え方を確認し，改善の方向性について，課題を3つに論点整理するとともに，中間まとめの柱立てについて審議した。

平成28年度第3回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会

(平成28年10月25日, 1601会議室)

- ◇ 第2回小委員会審議内容について
- ◇ 現行公立高校入試制度に関する調査結果について
- ◇ 「中間まとめ(案)」について
- ◇ 改善の方向性について
- ◇ 第2回入学者選抜審議会への報告事項について

《議論のまとめ》

- ◎ これまでの議論をまとめ、「中間まとめ(案)」として第2回入学者選抜審議会に報告することを確認した。

平成28年度第2回高等学校入学者選抜審議会(平成28年11月8日, 第一会議室)

- ◇ 現行公立高校入試に関する調査結果について
- ◇ 小委員会におけるこれまでの検討結果について
- ◇ 「中間まとめ」(案)について

《議論のまとめ》

- 現行公立高校入試制度に関する調査結果及び県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会の検討状況の報告を踏まえ、「中間まとめ」(案)について、審議した。

平成28年度第4回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会

(平成28年12月7日, 第二会議室)

- ◇ 第2回入学者選抜審議会の報告について
- ◇ 「中間まとめ」について
- ◇ 今後の入試改善の視点と方向性について
- ◇ 答申素案の方向性と盛り込むべき内容について
- ◇ 小委員会の今後の進め方について

《議論のまとめ》

- ◎ 第2回入学者選抜審議会での意見、「中間まとめ」骨子(案)を踏まえながら、よりわかりやすくするよう新たな見出しを工夫すること、さらに、具体的な議論ができるように改善試案を加えることを確認した。
- ◎ 意見聴取会については、教育委員会・入学者選抜審議会主催、意見発表者は推薦によること等、小委員会としての意見をまとめた。

平成28年度第5回県立高等学校入学者選抜の在り方検討小委員会

(平成29年1月18日, 第一会議室)

- ◇ 第4回小委員会審議内容について
- ◇ 意見聴取会の意見整理について
- ◇ パブリックコメントについて
- ◇ 具体的な改善案について
- ◇ 答申(案)について

《議論のまとめ》

- ◎ 答申(案)については, 本日の議論の結果を踏まえ, 必要な修正を加え, 事務局で整理し, 細部の修正については, 座長一任とした上で, 「パブリックコメントに対する審議会の考え方」(案), 「答申」(案)を審議会に示すことを概ね了承した。

平成28年度第3回高等学校入学者選抜審議会 (平成29年2月22日, 第一会議室)

- ◇ 小委員会におけるこれまでの検討結果について
- ◇ パブリックコメントについて
- ◇ 意見聴取会について
- ◇ 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(案)について
- ◇ 今後のスケジュールについて

《議論のまとめ》

- ◎ 「パブリックコメントに対する審議会の考え方」(案), 「答申」(案)について概ね了承し, 細部の修正については, 委員長・副委員長一任とした上で, 修正後, 教育長に答申することとした。

※ 平成29年3月14日

「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」(答申)

部活動での指導ガイドライン【暫定版】の策定について

1 策定の趣旨

部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ生徒が、学級や学年を越えて自主的、自発的に活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、仲間や教師との密接な触れ合いの場として大きな意義を有しているものである。

しかし、いまだに部活動における行きすぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり、これまで県教育委員会は適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知を発出してきたが、現状では適切な休養日の設定についても十分とは言えず、体罰に対する事案も依然として続いている。

そこで、部活動の適切な指導を徹底するため、今回、県教育委員会として本ガイドラインを策定した。国においても同様のガイドラインの策定が進んでいることから、今回策定したガイドラインを「暫定版」とし、今後、国が策定するガイドラインを踏まえ改訂する予定としている。

2 ガイドラインの内容

- (1) 適切な休養日設定
- (2) 指導者（顧問・外部指導者）として
- (3) 体罰等の禁止
- (4) 指導体制の構築
- (5) 活動計画の立案
- (6) 活動の充実
- (7) 事故防止対策等
- (8) 指導者（顧問・外部指導者）間の連携
- (9) 地域（スポーツ少年団等）との連携

3 今後の取組

- 平成29年3月・・・市町村教育委員会，中学校・高等学校，関係団体への配布
- 平成29年4月～・・・学校現場での活用
- 平成29年度中・・・ガイドラインを運用しながら，必要な改善点を把握
国が策定するガイドラインを踏まえた改訂

部活動での指導ガイドライン【暫定版】

平成29年3月

宮城県教育委員会

ガイドライン策定の趣旨

- 部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的な参加することにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。
- 各中学校・高等学校においては、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に多様な部活動が展開されていますが、部活動には
 - ・ 同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる
 - ・ 自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができるなどの大きな教育効果があると言われてしています。
- 一方では、部活動における行きすぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり、これまで県教育委員会は適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知を発出してきましたが、現状では適切に休養日を設定しているとは言えず、体罰に対する事案も依然として続いています。
- そこで、部活動の適切な指導を徹底するため、今回、県教育委員会として本ガイドラインを策定しました。また、内容については、これまで県教育委員会が作成し県内指導者への啓発に用いた資料の重要事項・必要事項及び留意点について改めて整理したものとしました。
 - ・ **部活動に適切な休養日設定を**〔平成 25 年 2 月〕
 - ・ **「子どもの心に灯をつける」運動部活動の指導**〔平成 25 年 9 月〕
 - ・ **運動部活動指導の手引（外部指導者用）**〔平成 28 年 3 月〕
- 文化部においても運動部とともに、本ガイドラインの趣旨に沿った活動になるようお願いします。
- 本ガイドラインを踏まえて、各学校、指導者（顧問及び外部指導者）が部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動が一層充実していくことを期待します。
- さらには、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指して作成した本ガイドラインの趣旨について、保護者の理解を得ながら適切な運用がなされるようお願いします。

目 次

1	適切な休養日設定	1
2	指導者（顧問・外部指導者）として	2
3	体罰等の禁止	3
4	指導体制の構築	3
5	活動計画の立案	4
6	活動の充実	4
7	事故防止対策等	5
8	指導者（顧問・外部指導者）間の連携	5
9	地域（スポーツ少年団等）との連携	6

1 適切な休養日設定

(1) 適切な休養日設定の原則

【基本的な考え方】

- 生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、中学校は週2日以上、高等学校は週1日以上休養日を設定することが妥当と考えられます。
- 特に、運動部活動においては、適切に休養をとることがスポーツ障害を防ぐとともに、競技力の向上にもつながります。

具体的には

- 中学校においては週2日以上の休養日を設け、原則として平日から1日以上、土日から1日以上を休養日に充てましょう。
- 高等学校においては週1日以上の休養日を設け、原則として土日のどちらかを休養日に充てましょう。

(2) 「ハイシーズン」の設定

- 年間を通して様々な大会がありますが、中総体・高総体や新人大会、東北大会・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を出すためには技能を強化する時期が必要であり、上記の原則だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状があります。
- したがって、このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切です。
- その際には、恒常的にハイシーズンにならないように、参加する大会の精選を行うことが肝要です。

(3) 年間計画の作成

- 顧問はこうしたことを踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者や外部指導者に説明し、理解を求めましょう。
 - 計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮しましょう。
- 休養日の設定日数を確認する際には、7ページを参考にしてください。

(4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- さらに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るためにも、部活動に適切な休養日を設定しましょう。

2 指導者（顧問・外部指導者）として

部活動は活動する生徒だけでなく、指導者も一緒に成長できる機会です。そのような貴重な機会を大切にするため、以下のことに留意して取り組みましょう。

（1）人間的成長と競技力向上を同時に求める

- 部活動では技能の向上や記録に挑戦すること、その中で勝利を目指すことは自然なことです。しかし、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導に当たることが大切です。
- 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛けましょう。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねることが必要です。

（2）指導者の資質向上

- 指導者は、部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に係る内容とともに、生徒の発達段階や成長による変化、部のマネジメント等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。
- 先見性、企画力、実践力等を支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指しましょう。また、勝利至上主義に偏ったり、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けましょう。
- また、講習会・研修会等へ積極的に参加し、運動部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めましょう。

（3）言葉の力

- 指導者の言葉が与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することになります。
- タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、指導者は生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心がけ、信頼関係を深めるよう努めましょう。
- 試合やコンクール等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行うことで、生徒は自分たちで考えて、自主的、自発的に練習に取り組むようになります。
- こうした適切な声掛けは、生徒の活動意欲や自己有用感を高めるとともに、今後の人生における「挑戦する心」、「困難な事ほど前向きに努力する姿勢」の育成にもつながります。

3 体罰等の禁止

部活動において、未だに体罰等があることは大変残念なことです。充実した部活動を行なうためには、まず、体罰等をなくさなければなりません。

(1) 体罰根絶のために

- 体罰は学校教育法で明確に禁じられています。いかなる場合においても絶対に許されるものではありません。
- 生徒の集中力を高め、意欲を引き出すためには、指導者の発する言葉の影響力の大きさを十分に認識し、状況に応じた適切な声掛けに努める必要があります。

(2) 信用失墜行為の禁止

- 体罰のほか、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分認識してください。
- 管理職の許可等なく生徒とメール等のやり取りを行うことは、生徒との適切な距離感を保つ観点から県教育委員会として禁止していることを十分認識してください。

(3) 負荷の大きな練習をさせるときには

- 活動の目標によっては肉体的に大きな負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件下で練習させたりすることも想定されます。
- 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導することが大切になります。

4 指導体制の構築

- 部活動は、学校教育活動の一環として学校組織全体で行われるものです。管理職は、各部の運営や指導を顧問に任せきりにせず、顧問間の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮し、生徒たちを教職員全員で見守るという気風を醸成する必要があります。
- 顧問は、部活動の運営や指導が自分一人で完結するものではなく、他の教職員や地域・保護者の理解、協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら指導・活動を行いましょ。

5 活動計画の立案

- 活動計画を立案する際には、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいて「目標」を設定し、生徒の体力の状況や技術力の実態を見極めた上で、無理のない「計画」を立案しましょう。
- 立案した活動計画は、管理職の承認を得るとともに、校内で情報を共有できるような体制を作りましょう。
- また、保護者に対して、目標や計画等について積極的に説明し、理解を得るように努めましょう。

6 活動の充実

(1) 自主的・自発的な活動

- 部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者の一方的な指導によって行われるものではなく、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組むことが活動の前提となります。
- また、生徒の自主的、主体的な行動を促すことができるよう部活動内における役割分担等にも配慮し、生徒一人一人が意欲的に取り組めるような運営をしましょう。

(2) 仲間づくりを重視した指導

- 共に活動した仲間は、生徒の生涯にわたっての財産となります。
- 部活動を通して培った「仲間を大切に作る心」は、「いじめを許さない」学校づくりにもつながります。
- 指導者は、励まし合い、お互いを支える仲間づくりを重視した指導を心がけ、生徒の間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育成しましょう。

(3) 運動部活動における科学的なトレーニング方法の導入

- 大学や研究機関等においては、トレーニング（フィジカル、メンタル）に関する多様な種類と方法が編み出され実践されています。また、各競技の特性によっても多様な練習方法が導入されています。
- 指導者は、自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用することが重要です。その際は、指導する対象の生徒の現状を踏まえて適切に行うようにしましょう。

- ・ トレーニングの原理（特異性・可逆性・適時性）
- ・ トレーニングの5原則（全面性・意識性・漸進性・個別性・反復性）

7 事故防止対策等

(1) 健康管理

- 生徒の健康面での安全を確保しながら活動するため、次の事項等について校内で情報を共有し、適切な指導が行われるように留意しましょう。
 - ・ 健康観察による体調確認（顔色や表情等）
 - ・ 持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
 - ・ 健康診断結果や保健室利用状況等

(2) 運動部活動中の事故防止対策

- 活動中の事故を防止するため、次の事項等に留意しましょう。
 - ・ 急激な気候変動（突風・竜巻・落雷・雹など）
 - ・ グラウンドの凹凸、体育館の床や留め具の破損など、施設面の瑕疵の有無の確認
 - ・ サッカー・バスケットボールのゴールなど器具の設置の安全確認
 - ・ 竹刀、防具、バット、ラケット等の用具の破損等の有無の確認
 - ・ 技術レベルや体格差による危険性を考慮した安全確認

8 指導者（顧問・外部指導者）間の連携

- 学校が、地域に在住する指導者等に外部指導者として協力を得ることにより、部活動の充実が図られています。
- 外部指導者の協力を得る場合には、学校全体の教育目標や方針等について、学校、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、相互に情報を共有することが必要です。
- 外部指導者は、公益財団法人日本体育協会の「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講するなど、自身の研さんに努めることが大切です。

〈顧問と外部指導者が確認すべき事項〉

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容
- ・ 顧問と外部指導者の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有

〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者の行為の例〉

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

9 地域（スポーツ少年団等）との連携

- スポーツ少年団は、子どもたちがスポーツを通して“こころ”と“からだ”の成長を育むとともに、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献することを目的として活動しています。
- 中学校の運動部活動と地域のスポーツ少年団が連携し、同一種目で活動している例が数多く見られます。こうした場合は、スポーツ活動全体の量や強度について考慮し、学校生活や学習とのバランスが保たれるよう十分に連絡・調整を図る必要があります。
- また、学校の部活動に所属しながら、スポーツクラブや個人レッスン等の学校外の活動を中心としている生徒については、その活動状況を把握するとともに、個々の状況に応じた配慮が望まれます。

【参考】

〈資料〉

- ・ **部活動に適切な休養日設定を [平成 25 年 2 月]**
URL: <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/209255.pdf>
- ・ **「子どもの心に灯をつける」運動部活動の指導 [平成 25 年 9 月]**
URL: <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/229509.pdf>
- ・ **運動部活動指導の手引（外部指導者用） [平成 28 年 3 月]**
URL: <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/349304.pdf>

2017

年度

部活動 休養日設定確認表

※年間を53週と考え、中学校では週休日・祝日の休養日と平日の休養日と平日の休養日の合計を105日以上設けましょう。

実施状況 1:週休日・祝日の活動日(振替休業等での活動日) 2:休養日(振替休業日での休養日) 3:平日活動日 4:平日休養日

年間 週休日・祝日合計	122 日	「1」の計	56 日	「2」の計	66 日	平日の計	243 日	「3」の計	195 日	「4」の計	48 日	「2・4」の計	114 日
-------------	-------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	---------	-------

4 月	週休日・祝日合計				「1」の計							「2」の計							「3」の計							「4」の計						
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
実施状況	2	2	3	3	3	3	3	1	2	4	3	3	3	3	2	1	4	3	3	3	3	4	2	1	3	3	3	2	1			
休養	○								○	○					○							○	○						○			
備考	休養日	休養日							休養日	入学式					休養日								休養日	振替休業日					休養日			

5 月	週休日・祝日合計				「1」の計							「2」の計							「3」の計							「4」の計						
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
実施状況	4	3	1	2	2	2	1	4	3	3	3	3	1	1	4	3	3	3	3	1	1	4	3	3	3	3	3	1	3	3		
休養	○			○	○	○		○							○							○										
備考				憲法記念日	こどもの日	休養日		休養日							休養日							休養日										

6 月	週休日・祝日合計				「1」の計							「2」の計							「3」の計							「4」の計						
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
実施状況	3	3	3	3	2	2	2	3	3	3	1	1	3	3	3	3	3	2	2	2	3	4	4	2	2	4	4	4	3	3		
休養																	○					○	○	○	○	○	○	○	○			
備考																	中総体	休養日				中総体	休養日	休養日	休養日	休養日	休養日	休養日	休養日	休養日		

第359回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

第359回宮城県議会（平成29年2月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、平成29年2月14日専決処分し、異議のない旨回答した。

よって同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算議案

平成28年度宮城県一般会計補正予算

2 予算外議案

(1) 県立都市公園条例及び総合運動場条例の一部を改正する条例

(2) 工事請負契約の締結について（宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事）

平成29年3月15日提出

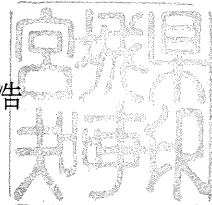
宮城県教育委員会教育長 高橋 仁



財 第 227 号
平成29年2月13日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第359回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 予算議案
平成28年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
 - (1) 県立都市公園条例及び総合運動場条例の一部を改正する条例
 - (2) 工事請負契約の締結について（宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事）



第359回宮城県議会（平成29年2月定例会（追加提案分））提出
 予算議案の概要【教育庁関係分】
 ～平成28年度2月補正予算の概要～

1 補正予算の概要

（単位：千円）

平成27年度	平成28年度			増減	比較
最終予算額(A)	現計予算額(B)	2月補正額(C)	計(B+C)=(D)	(D)-(A)	(D/A)
208,380,496	215,447,841	▲ 6,446,055	209,001,786	621,290	100.3%

2 主な補正内容

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
障害児地域教育充実事業（義務教育課）	特別支援学校の狭隘化問題の解消のため、小松島支援学校の分校設置に伴う事業費について、増額補正するもの。	255,476
高等学校建設災害復旧事業（施設整備課）	契約実績及び事業の一部見直しなどにより事業費を減額補正するもの。	▲ 1,307,653
教職員に係る退職手当（福利課）	退職見込者数が当初の想定を下回る予定であるため、減額補正するもの。	▲ 1,500,000

3 債務負担行為（変更）

（単位：千円）

事項名	設定期間			限度額
	変更前	変更後	変更後	
名取支援学校仮設校舎賃貸借（義務教育課） ※平成26年度議決に係るもの	変更前	自 平成26年4月	至 平成29年3月	8,000
	変更後		至 平成32年3月	10,000
古川支援学校仮設校舎賃貸借（義務教育課） ※平成26年度議決に係るもの	変更前	自 平成26年4月	至 平成29年3月	4,000
	変更後		至 平成30年3月	4,000
利府支援学校仮設校舎賃貸借（義務教育課） ※平成26年度議決に係るもの	変更前	自 平成26年4月	至 平成29年3月	6,000
	変更後		至 平成32年3月	10,000
東北歴史博物館特別展広告業務委託（文化財保護課） ※平成28年度議決に係るもの	変更前	自 平成28年4月	至 平成30年3月	1,000
	変更後		至 平成30年3月	3,000

4 繰越事業

（単位：千円）

	事業名	担当課	繰越額
教育費	高等学校建設事業	施設整備課	4,707,800
	特別支援学校建設事業	義務教育課 施設整備課	737,500
	文化財保護事業	文化財保護課	4,200
	社会教育施設整備事業	生涯学習課	46,000
	文化財災害復旧事業	文化財保護課	181
	東北歴史博物館管理事業	文化財保護課	34,800
	体育施設整備事業	スポーツ健康課	124,200
復旧費	高等学校災害復旧事業	施設整備課	3,145,000
	社会教育施設災害復旧事業	生涯学習課	22,900
合 計			8,822,581

第359回宮城県議会（平成29年2月定例会（追加提案分））提出

予算外議案の概要（教育庁関係分）

議第 123 号議案

県立都市公園条例及び総合運動場条例の一部を改正する
条例

自動車登録規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
の
施行 公布の日
所管 都市計画課, スポーツ健康課

○主な内容

自動車ナンバープレートへのローマ字導入に伴う文言の整理

議第 130 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事）

請 負 金 額 988,740,000 円
契約の相手方 株式会社丸本組
所管 施設整備課

○施工地名 石巻市鹿又地内

○工事内容 管理・教室棟 RC造4階建

延床面積 4,197 m²

倉庫 S造平家

延床面積 14 m² 外

○工 期 議決の日の翌日～平成30年3月28日

第3号議案

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（昭和30年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を含む。次号並びに別記第六号様式、別記第十七号様式から別記第二十七号様式まで及び別記第二十八号様式から別記第三十七号様式までにおいて同じ。）」を加える。

別記第六号様式備考中「~~市町の町長の職員の職~~」を「~~市町の町の職員の職~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案	現行	備考
<p>第一条（略）</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学齢児童 学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>二 学齢生徒 法第十八条に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>三 児童生徒等 学校教育法施行令（以下「施行令」という。）第四条に規定する児童生徒等をいう。</p> <p>四 視覚障害者等 施行令第五条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者をいう。</p> <p>五 保護者 法第十六条に規定する保護者をいう。</p> <p>六 学校 法第一条に規定する学校のうち、市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を含む。次号並びに別記第六号様式、別記第十七号様式から別記第二十七号様式まで及び別記第二十八号様式から別記第三十七号様式までにおいて同じ。）の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>七 専修学校 法第二百二十四条に規定する専修学校のうち市町村の設置するものをいう。</p> <p>八 各種学校 法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち市町村の設置するものをいう。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学齢児童 学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>二 学齢生徒 法第十八条に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>三 児童生徒等 学校教育法施行令（以下「施行令」という。）第四条に規定する児童生徒等をいう。</p> <p>四 視覚障害者等 施行令第五条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者をいう。</p> <p>五 保護者 法第十六条に規定する保護者をいう。</p> <p>六 学校 法第一条に規定する学校のうち、市町村</p> <p>七 専修学校 法第二百二十四条に規定する専修学校のうち市町村の設置するものをいう。</p> <p>八 各種学校 法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち市町村の設置するものをいう。</p>	<p>公立大学法人による大学附属の学校の設置が可能となったことに伴う改正。</p>

九から十一まで (略)

第三条から第二十九条まで (略)

附則 (略)

別記第1号様式から別記第5号様式まで (略)

別記第6号様式(第6条関係)

年 月 日
宮城県教育委員会 殿
(保護者の住所) (保護者の氏名)
印
区域外就学等について(届出)
私の保護している(児童生徒等の氏名)を(国)(都道府県)(市町村)(私)立特別 支援学校(名称)に入学させますので、お届けします。

(注意) この届出には、入学させようとする学校の管理者の入学承諾書を添付すること。
(備考) 届出に係る児童生徒等の住所地の市町村教育委員会は、届出書の余白に教育委員会名及び届出年月日を記載し、教育長印を押印すること。

別記第7号様式から別記第38号様式まで (略)

九から十一まで

第三条から第二十九条まで (略)

附則 (略)

第1号様式から別記第5号様式まで (略)

別記第6号様式(第6条関係)

年 月 日
宮城県教育委員会 殿
(保護者の住所) (保護者の氏名)
印
区域外就学等について(届出)
私の保護している(児童生徒等の氏名)を(国)(都道府県)(市町村)(私)立特別 支援学校(名称)に入学させますので、お届けします。

(注意) この届出には、入学させようとする学校の管理者の入学承諾書を添付すること。
(備考) 届出に係る児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会は、届出書の余白に教育委員会名及び届出年月日を記載し、教育長印を押印すること。

別記第7号様式から別記第38号様式まで (略)

所要の文言の整理を行うもの

学校教育法施行細則の一部改正の概要

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）」（第6次地方分権一括法）の施行により、公立大学法人による大学附属の学校の設置が可能となったことから、所要の改正を行う必要があるもの。

2 改正内容

第2条第6号、第7号及び該当別記様式中の「市町村」の定義について、「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人」を含むものとしたもの。あわせて、所要の文言の整理を行うもの。

3 施行日

平成29年4月1日

第4号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二十条第四項を削る。

第二十七条の表に次のように加える。

宮城県立利府支援学校 塩釜校	塩竈市
----------------	-----

第三十九条に後段として次のように加える。

この場合において、別表第一第一号中「又は社会教育主事」とあるのは「、社会教育主事又は司書」と、同表第二号中「技術職員」とあるのは「技術職員又は学芸員」と読み替えるものとする。

別表第一第一号中「事務職員」の下に「、指導主事又は社会教育主事」を加える。

別表第三の表中

宮城県宮城野原公園総合運動場 （宮城球場及び 駐車場以外の施設）	仙台市	宮城県スポーツ 振興財団・ミズ ノグループ	同
--	-----	-----------------------------	---

を

宮城県宮城野原 公園総合運動場 (宮城球場及び 駐車場以外の施 設)	仙台市	公益財団法人仙 台スポーツ振 興事業団	同
--	-----	---------------------------	---

に、

宮城県仙南総合 プール	柴田郡柴田 町	陽光セントラル 共同企業体	同
----------------	------------	------------------	---

を

宮城県仙南総合 プール	柴田郡柴田 町	セントラルスポ ーツ株式会社	同
----------------	------------	-------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後		現行		備考	
<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（教育企画室）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>第九条～第十九条の二（略）</p> <p>（教育事務所）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第二十一条～第二十六条（略）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（教育企画室）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 学力向上の推進に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>六 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</p> <p>第九条～第十九条の二（略）</p> <p>（教育事務所）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 宮城県仙台教育事務所にあつては、前項に規定する事務のほか、仙台市立の学校の県費負担教職員の給与等に関する事務及び仙台市教育委員会に派遣する非常勤職員の人事に関する事務を分掌するものとする。</p> <p>第二十一条～第二十六条（略）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○分掌事務の整理によるもの</p>	<p>名称</p>	<p>位置</p>	<p>○仙台市へ県費負担教職員の給与負担等が移譲されるため</p>
<p>第二十一条～第二十六条（略）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第二十一条～第二十六条（略）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○分校設置によるもの</p>	<p>名称</p>	<p>位置</p>	

(略)	
宮城県立利府支援学校 富谷校	富谷市
宮城県立利府支援学校 塩釜校	塩竈市

第二十七条の二、第三十八条 (略)

第三十九条 第十九条及び第十九条の二の規定は、学校以外の教育機関について準用する。この場合において、別表第一第一号の表中「又は社会教育主事」とあるのは、「社会教育主事又は司書」と、同表第二号の表中「技術職員」とあるのは「技術職員又は学芸員」と読み替えるものとする。

第四十条、第四十三条 (略)

別表第一

一 事務職員、指導主事又は社会教育主事の職

主 事	職	主 事	職
		上司の命を受け、事務を掌する。	
			務

二 技術職員の職

技 師	職	技 師	職
		上司の命を受け、技術を掌する。	
			務

(略)	
宮城県立利府支援学校 富谷校	富谷市

第二十七条の二、第三十八条 (略)

第三十九条 第十九条及び第十九条の二の規定は、学校以外の教育機関について準用する。

第四十条、第四十三条 (略)

別表第一

一 事務職員 の職

主 事	職	主 事	職
		上司の命を受け、事務を掌する。	
			務

二 技術職員の職

技 師	職	技 師	職
		上司の命を受け、技術を掌する。	
			務

○職に係る文言の整理

三 (略)

別表第二 (略)

別表第三

名称	位置	指定管理者	所管課
宮城県宮城野原公園総合運動場 (宮城県球場及び 駐車場以外の施設)	仙台市	公益財団法人 仙台スポーツ振 興事業団	同
宮城県ライフル 射撃場	石巻市	宮城県ライフル 射撃協会	スポーツ健 康課
宮城県仙南総合 プール	柴田郡柴田 町	セントラルスポ ーツ株式会社	同

三 (略)

別表第二 (略)

別表第三

名称	位置	指定管理者	所管課
宮城県宮城野原公園総合運動場 (宮城県球場及び 駐車場以外の施設)	仙台市	宮城県スポーツ 振興財団・ミズ ノグループ	同
宮城県ライフル 射撃場	石巻市	宮城県ライフル 射撃協会	スポーツ健 康課
宮城県仙南総合 プール	柴田郡柴田 町	陽光セントラル 共同企業体	同

○指定管理者の変更によるもの

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

1 改正の内容

(1) 学力向上の推進に関する分掌事務の整理に伴う改正

「宮城県学力向上推進プログラム」について、今後の学力向上の推進に関する取組を第2期教育振興基本計画の中で行っていくことに整理し、「同推進プログラム」が終了することから、分掌事務の削除を行うもの。

【改正：第8条の2関係】

(2) 仙台市への県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）」（第4次一括法）の施行により、県費負担教職員の給与負担等が県から仙台市に移譲されるため、分掌事務の削除を行うもの。

【改正：第20条関係】

(3) 利府支援学校の分校設置に伴う改正

利府支援学校の分校として「塩釜校」を近隣の塩竈市立第二小学校内に設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

【改正：第27条関係】

(4) 職員の職名等の関係規定の整理に伴う改正

教育庁及び学校以外の教育機関に置く指導主事，社会教育主事，司書及び学芸員に係る職名及び職務内容について、関係規定の整理を行うもの。

【改正：第39条及び別表第1第1号関係】

(5) 指定管理者の変更に伴う改正

指定管理者に管理を委託している県の施設のうち、「宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)」の指定管理者が「公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団」に、「宮城県仙南総合プール」の指定管理者が「セントラルスポーツ株式会社」に、それぞれ変更となることに伴い、所要の改正を行うもの。

【改正：別表第3関係】

2 施行期日

平成29年4月1日

第5号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する
「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の指定の解除について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」のうち、別紙委員の指定を解除する。

平成29年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(別紙)

「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の指定を解除する委員

附属機関	対象となる委員
宮城県スポーツ推進審議会	宮城県高等学校体育連盟会長及び宮城県スポーツ推進委員協議会会長の職にある者をもって充てる委員

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の整理票 新旧対照表

改 正	案	現	行	備考
<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。</p>	<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。</p>	<p>1 宮城県スポーツ推進審議会委員 宮城県高等学校体育連盟会長及び宮城県スポーツ推進委員協議会会長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>2 宮城県産業教育審議会委員 宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員</p> <p>3 宮城県図書館協議会委員 仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>4 宮城県美術協議会委員 (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員 (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>5 障害児就学指導審議会委員 宮城県立視覚支援学校長、宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>6 高等学校入学選抜審議会委員 (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員 (2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>7 宮城県文化財保護審議会委員 仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員</p>	<p>1 宮城県スポーツ推進審議会委員 宮城県高等学校体育連盟会長及び宮城県スポーツ推進委員協議会会長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>2 宮城県産業教育審議会委員 宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員</p> <p>3 宮城県図書館協議会委員 仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>4 宮城県美術協議会委員 (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員 (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>5 障害児就学指導審議会委員 宮城県立視覚支援学校長、宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>6 高等学校入学選抜審議会委員 (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員 (2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>7 宮城県文化財保護審議会委員 仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員</p>	

(参考)

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」について

- 1 宮城県産業教育審議会委員
宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員
- 2 宮城県図書館協議会委員
仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員
- 3 宮城県美術館協議会委員
(1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員
(2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員
- 4 障害児就学指導審議会委員
宮城県立視覚支援学校長，宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員
- 5 高等学校入学者選抜審議会委員
(1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員
(2) 宮城県中学校長会会長，宮城教育大学附属中学校副校長，仙台市教育委員会事務局学校教育部教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員
- 6 宮城県文化財保護審議会委員
仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員

※ 宮城県教科用図書選定審議会委員，宮城県スポーツ推進審議会委員，宮城県生涯学習審議会委員，宮城県社会教育委員，東北歴史博物館協議会委員，宮城県指導力不足等教員審査委員会委員，多賀城跡調査研究委員会委員，宮城県教育振興審議会委員，県立高等学校将来構想審議会委員，宮城県特別支援教育将来構想審議会委員及び宮城県いじめ防止対策調査委員会委員は該当なし。

第6号議案

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中「~~町長~~・~~町長~~」を「~~町長~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後

現行

備考

第一条～第五条
様式第1号～様式第4号
(略)

第一条～第五条
様式第1号～様式第4号
(略)

宮城県と仙台市がそれぞれ独自に教員採用選考を行うことに伴う様式の一部改正

様式第6号 年度 宮城県 公立学校教員採用願書

出願者区分	受験校種・職	受験教科(科目)	保健体育 種目選択	選考種別	配慮申請の 有 無	※受験番号
フリガナ					性別	
氏名					写真 上向き、正面、脱帽で3か月以内に撮影したものの (4.5cm×3.5cm) (注)1. 電子申請による出願時は貼付不要。受付後、出願者に送付される「採用願書」の写しに貼付すること。 2. 「出願者名票」にも同じ写真を貼付すること。	
生年月日	年齢	日本国籍の有無				
現住所						卒業年・月
電話番号						年月
学歴	高等学校					卒業(卒業見込)年・月
	大学等	大学・学部・学科名等				卒業(卒業見込)年・月
	大学院について ほかに記入する こと。	(1) 年月				年月
	(2) 年月				年月	年月
免許状	免許状の種類		取得(取得見込)年・月			
			年月日			
			年月日			
			年月日			
			年月日			
有効期間の満了の日又は修了確認期限		年月日				
研究科目	卒業論文の題目			得意な教科		
所属した部・クラブ名	高等学校	大学等				
その他の社会活動等	高等学校	大学等				
取得資格等						
連絡先	住所					
	電話					
東京会場受験希望の有無			特別支援学校の採用希望の有無			

(注)「採用願書」受付後、出願者に送付される「採用願書」の写し及び「出願者名票」を各自で印刷し、それぞれに写真を貼付の上、第1次試験当日に持参すること。

様式第6号 年度 宮城県・仙台市 公立学校教員採用願書

出願者区分	受験校種・職	受験教科(科目)	保健体育 種目選択	選考種別	配慮申請の 有 無	※受験番号
フリガナ					性別	
氏名					写真 上向き、正面、脱帽で3か月以内に撮影したものの (4.5cm×3.5cm) (注)1. 電子申請による出願時は貼付不要。受付後、出願者に送付される「採用願書」の写しに貼付すること。 2. 「出願者名票」にも同じ写真を貼付すること。	
生年月日	年齢	日本国籍の有無				
現住所						卒業年・月
電話番号						年月
学歴	高等学校					卒業(卒業見込)年・月
	大学等	大学・学部・学科名等				卒業(卒業見込)年・月
	大学院について ほかに記入する こと。	(1) 年月				年月
	(2) 年月				年月	年月
免許状	免許状の種類		取得(取得見込)年・月			
			年月日			
			年月日			
			年月日			
			年月日			
有効期間の満了の日又は修了確認期限		年月日				
研究科目	卒業論文の題目			得意な教科		
所属した部・クラブ名	高等学校	大学等				
その他の社会活動等	高等学校	大学等				
取得資格等						
連絡先	住所					
	電話					
東京会場受験希望の有無			特別支援学校の採用希望の有無			

(注)「採用願書」受付後、出願者に送付される「採用願書」の写し及び「出願者名票」を各自で印刷し、それぞれに写真を貼付の上、第1次試験当日に持参すること。

様式第6号～様式第8号
(略)

様式第6号～様式第8号
(略)

第 7 号議案

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

県立学校職員の職員評価に関する規則（平成 1 8 年宮城県教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
 県立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第一条中「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定に基づき、なお従前の例により」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十三条の二の規定に基づき」に、「勤務成績の評定（以下「職員評価」という。）を「人事評価」に、「を自ら評価し、及び」を「及び職務遂行における資質及び能力について自ら申告し、並びに」に改める。

第二条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条柱書中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第三条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条中「職員評価を実施する基準日」を「人事評価を実施する最終評価の基準日」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第六条中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条の表中

校長以外の職員		職員 の所属する学校の 校長	教育長
副校長、教頭及び		職員の所属する学校の	教育長

事務部（室）長	校長、副校長、 教頭及び事務部（ 室）長以外の職員		職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。	校長	職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。		教育長
事務部（室）長	校長、副校長、 教頭及び事務部（ 室）長以外の職員	職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。	職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。	校長	職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。	教育長	教育長

に改める。

第七条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事評価は、職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。

第七条第四項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の自己評価」を「第二項の自己申告」に、「評価票」を「評価シート」に、「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「設定及び自己評価」を「設定及び自己申告」に、「自己評価を行う」を「最終評価に際しての自己申告を行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

第八条の見出しを「（評価結果の報告）」に改め、同条中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第九条第一項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人事評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、教育長が別に定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

第九条第二項を削る。

第十條中「前條第二項」を「前條ただし書」に、「提供」を「開示」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。
第十一條中「職員評価」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案	現行	備考
<p>○県立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>平成十八年三月二十四日 宮城県教育委員会規則第三号</p> <p>県立学校職員の職員評価に関する規則をここに公布する。</p> <p>県立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十三条の二の規定に基づき、宮城県教育委員会(以下「教育委員会」という。)がその所管に属する学校の職員(以下「職員」という。)について行う人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等及び職務遂行における資質や能力について自ら申告し、並びに評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(人事評価の対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条</p>	<p>○県立学校職員の職員評価に関する規則</p> <p>平成十八年三月二十四日 宮城県教育委員会規則第三号</p> <p>県立学校職員の職員評価に関する規則をここに公布する。</p> <p>県立学校職員の職員評価に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)附則第三条第一項の規定に基づき、なお従前の例により、宮城県教育委員会(以下「教育委員会」という。)がその所管に属する学校の職員(以下「職員」という。)について行う勤務成績の評定(以下「職員評価」という。)に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等を自ら評価し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(職員評価の対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 職員評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)及び任</p>	

例（平成十五年宮城県条例第九号）第二条の三に規定する短時間勤務職員をいう。）を除く。）

二 臨時的任用の職員

三 教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員
（人事評価の実施基準日等）

第三条 人事評価を実施する最終評価の基準日（以下「評価基準日」という。）は、法第二十二條第一項の規定により条件付採用とされている職員に係る人事評価（以下「条件付採用評価」という。）を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、教育長が別に定める。

（条件付採用評価）

第四条 条件付採用評価は、当該職員が採用された日から五月（当該職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二條第一項の規定の適用を受ける職員であるときは、十一月）を経過する日の翌日を評価基準日として実施する。ただし、この評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員については、教育長が別に定めるところにより実施する。

（人事評価の対象期間）

第五条 人事評価に当たって考慮する勤務の期間（以下「評価対象期間」という。）は、毎年度四月一日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。ただし、第三条ただし書の規定に該当する

期付短時間勤務職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）第二条の三に規定する短時間勤務職員をいう。）を除く。）

二 臨時的任用の職員

三 教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員
（職員評価の実施基準日等）

第三条 職員評価を実施する基準日（以下「評価基準日」という。）は、法第二十二條第一項の規定により条件付採用とされている職員に係る職員評価（以下「条件付採用評価」という。）を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、教育長が別に定める。

（条件付採用評価）

第四条 条件付採用評価は、当該職員が採用された日から五月（当該職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二條第一項の規定の適用を受ける職員であるときは、十一月）を経過する日の翌日を評価基準日として実施する。ただし、この評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員については、教育長が別に定めるところにより実施する。

（職員評価の対象期間）

第五条 職員評価に当たって考慮する勤務の期間（以下「評価対象期間」という。）は、毎年度四月一日から当該職員評価の評価基準日の前日までとする。ただし、第三条ただし書の規定に該当する職

職員及び当該年度中途において採用された職員の評価対象期間については、それぞれ当該規定に該当することとなった日又は当該採用された日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次の表のとおりとする。

被評価者	第一次評価者	最終評価者	調整者
校長	教育長があらかじめ指定する者	教育長	
副校長、教頭及び事務部長(室)		職員の所属する学校の校長	教育長
校長、副校長、教頭及び事務部長(室)以外の職員	職員の所属する学校の副校長、教頭及び事務部長(室)	職員の所属する学校の校長	教育長

(人事評価の方法)

第七条 人事評価は、職員が自ら職務上の目標(以下「自己目標」という。)を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資

員及び当該年度中途において採用された職員の評価対象期間については、それぞれ当該規定に該当することとなった日又は当該採用された日から当該職員評価の評価基準日の前日までとする。

(評価者等)

第六条 職員評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次の表のとおりとする。

被評価者	第一次評価者	最終評価者	調整者
校長	教育長があらかじめ指定する者	教育長	
校長以外の職員		職員の所属する学校の校長	教育長

(職員評価の方法)

第七条 職員は、教育長が別に定める職員評価票(以下「評価票」という。)により自ら職務上の目標(以下「自己目標」という。)を設定し、その目標の達成状況等を自ら評価(以下「自己評価」という。)

質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。

2 職員は、教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、最終評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

4 第一次評価者及び最終評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、最終評価者（教育長を除く。以下同じ。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

（評価結果の報告）

第八条 最終評価者は、人事評価の結果を教育長が別に定めるところにより教育長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

するものとする。

2 前項の自己目標の設定及び自己評価を公正に行うため、最終評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び自己評価を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

3 第一次評価者及び最終評価者は、第一項の自己評価、前項の面談の結果その他教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価票により職員評価を行うものとする。

4 調整者は、最終評価者（教育長を除く。以下同じ。）による職員評価の結果について、特に必要と認めるときは、教育長が別に定めるところにより当該職員評価の結果の調整を行うことができる。

（報告）

第八条 最終評価者は、職員評価の結果を教育長が別に定めるところにより教育長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第九条 人事評価の結果は、職務上の秘密に属する事項として取り扱わなければならない。ただし、人事評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、教育長が別に定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

（苦情の申出）

第十条 校長以外の職員は、前条ただし書きの規定により開示された人事評価の結果に苦情があるときは、教育長が別に定めるところにより教育長に対し、苦情の申出を行うことができる。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、人事評価の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止）

2 県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年宮城県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

（勤務評定書の様式の廃止）

3 勤務評定書の様式（平成十三年宮城県教育委員会告示第十号）は、廃止する。

附 則（平成二五年教委規則第七号）

第九条 職員評価の結果は、職務上の秘密に属する事項として取り扱わなければならない。

2 職員評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、当該職員評価に係る職員に対してのみ当該職員の結果に限って提供することができるものとする。

（苦情の申出）

第十条 校長以外の職員は、前条第二項の規定により提供された職員評価の結果に苦情があるときは教育長が別に定めるところにより教育長に対し、苦情の申出を行うことができる。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、職員評価の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止）

2 県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年宮城県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

（勤務評定書の様式の廃止）

3 勤務評定書の様式（平成十三年宮城県教育委員会告示第十号）は、廃止する。

附 則（平成二五年教委規則第七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年教委規則第 号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」の施行により、人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることから、本格実施に向けて、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

本規則の題名及び本文中の「職員評価」を「人事評価」に改め、その評価を目標達成度評価及び資質能力育成評価から行うなど、評価方法を改正するもの。また、評価結果については、当該職員への開示を原則とし、人事管理の基礎とするもの。あわせて、所要の文言の整理を行うもの。

3 施行日

平成29年4月1日

第 8 号議案

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

市町村立学校職員の職員評価に関する規則（平成 18 年宮城県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 3 月 15 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
 市町村立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を
 次のように改正する。

題名中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第一条中「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十
 四号）附則第十五条の規定に基づき、なお従前の例により」を「地方教育行政の組織及び運営に関す
 る法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十四条の規定に基づき」に、「勤務成績の評定（以下
 「職員評価」という。）を「人事評価」に、「を自ら評価し、及び」を「及び職務遂行における資質
 や能力について自ら申告し、並びに」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第三条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条中「職員評価を実施する基準日」を「人
 事評価を実施する最終評価の基準日」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「職員評価」を「人事評価」に改める。

第六条中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条の表中

校長以外の職員		職員の所属する学校の 校長	市町村教育長
副校長及び教頭		職員の所属する学校の 校長	市町村教育長

校長、副校長及び 教頭以外の職員	職員の所属する学校の 副校長及び教頭	職員の所属する学校の 校長	市町村教育長
---------------------	-----------------------	------------------	--------

に改める。

第七条の見出し中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事評価は、職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者とその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者とその評価を行う資質能力育成評価とする。

第七条第四項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の自己評価」を「第二項の自己申告」に、「評価票」を「評価シート」に、「職員評価」を「人事評価」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「設定及び自己評価」を「設定及び自己申告」に、「自己評価を行う」を「最終評価に際しての自己申告を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができないものとする。

第七条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、県教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

第八条の見出しを「（評価結果の報告）」に改め、同条中「職員評価」を「人事評価」に改める。
第九条第一項中「職員評価」を「人事評価」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人事評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、県教育長が別に定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

第九条第二項を削る。

第十条中「前条第二項」を「前条ただし書」に、「提供」を「開示」に、「職員評価」を「人事評価」に改める。

第十一条を削る。

第十二条中「職員評価」を「人事評価」に改め、同条を第十一条とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正案	現行	備考
<p>○市町村立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>平成十八年三月二十四日 宮城県教育委員会規則第四号</p> <p>市町村立学校職員の職員評価に関する規則をここに公布する。</p> <p>市町村立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十四条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等及び職務遂行における資質や能力について自ら申告し、並びに評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(人事評価の対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「地公法」という。)第二十</p>	<p>○市町村立学校職員の職員評価に関する規則</p> <p>平成十八年三月二十四日 宮城県教育委員会規則第四号</p> <p>市町村立学校職員の職員評価に関する規則をここに公布する。</p> <p>市町村立学校職員の職員評価に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)附則第十五条の規定に基づき、なお従前の例により、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評価(以下「職員評価」という。)に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等を自ら評価し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(職員評価の対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 職員評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「地公法」という。)第二十八条</p>	

八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)第二条の三に規定する短時間勤務職員をいう。)を除く。)

二 臨時的任用の職員

三 宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の教育長(以下「県教育長」という。)が指定する職員

(人事評価の実施基準日等)

第三条 人事評価を実施する最終評価の基準日(以下「評価基準日」という。)は、地公法第二十二條第一項の規定により条件付採用とされている職員に係る人事評価(以下「条件付採用評価」という。)を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、県教育長が別に定める。

(条件付採用評価)

第四条 条件付採用評価は、当該職員が採用された日から五月(当該職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二條第一項の規定の適用を受ける職員であるときは、十一月)を経過する日の翌日を評価基準日として実施する。ただし、この評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員については、県教育長が別に定めるところにより実施する。

(人事評価の対象期間)

第五条 人事評価に当たって考慮する勤務の期間(以下「評価対象

の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)第二条の三に規定する短時間勤務職員をいう。)を除く。)

二 臨時的任用の職員

三 宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の教育長(以下「県教育長」という。)が指定する職員

(職員評価の実施基準日等)

第三条 職員評価を実施する基準日(以下「評価基準日」という。)は、地公法第二十二條第一項の規定により条件付採用とされている職員に係る職員評価(以下「条件付採用評価」という。)を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、県教育長が別に定める。

(条件付採用評価)

第四条 条件付採用評価は、当該職員が採用された日から五月(当該職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二條第一項の規定の適用を受ける職員であるときは、十一月)を経過する日の翌日を評価基準日として実施する。ただし、この評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員については、県教育長が別に定めるところにより実施する。

(職員評価の対象期間)

第五条 職員評価に当たって考慮する勤務の期間(以下「評価対象期

期間」という。)は、毎年度四月一日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。ただし、第三条ただし書の規定に該当する職員及び当該年度中途において採用された職員の評価対象期間については、それぞれ当該規定に該当することとなった日又は当該採用された日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次の表のとおりとする。

被評価者	校長	市町村教育委員会(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長
第一次評価者	校長、副校長及び教頭	市町村教育委員会の職員(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長
最終評価者	校長、副校長及び教頭	市町村教育委員会の職員(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長
調整者	校長、副校長及び教頭	市町村教育委員会の職員(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長

(人事評価の方法)

期間」という。)は、毎年度四月一日から当該職員評価の評価基準日の前日までとする。ただし、第三条ただし書の規定に該当する職員及び当該年度中途において採用された職員の評価対象期間については、それぞれ当該規定に該当することとなった日又は当該採用された日から当該職員評価の評価基準日の前日までとする。

(評価者等)

第六条 職員評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次の表のとおりとする。

被評価者	校長	市町村教育委員会(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長
第一次評価者	校長、副校長及び教頭	市町村教育委員会の職員(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長
最終評価者	校長、副校長及び教頭	市町村教育委員会の職員(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長
調整者	校長、副校長及び教頭	市町村教育委員会の職員(以下「市町村教育長」という。)が定める者	市町村教育長	調整者	市町村教育長

(職員評価の方法)

第七条 人事評価は、職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。

2 職員は、県教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、最終評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

4 第一次評価者及び最終評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他県教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、最終評価者（市町村教育長を除く。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、県教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

（評価結果の報告）

第八条 最終評価者は、人事評価の結果を県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に報告しなければならない。

第七条 職員は、県教育長が別に定める職員評価票（以下「評価票」という。）により自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定し、その目標の達成状況等を自ら評価（以下「自己評価」という。）するものとする。

2 前項の自己目標の設定及び自己評価を公正に行うため、最終評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び自己評価を行うときに当該職員と面談を行うものとする。

3 第一次評価者及び最終評価者は、第一項の自己評価、前項の面談の結果その他県教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価票により職員評価を行うものとする。

4 調整者は、最終評価者（市町村教育長を除く。）による職員評価の結果について、特に必要と認めるときは、県教育長が別に定めるところにより当該職員評価の結果の調整を行うことができる。

（報告）

第八条 最終評価者は、職員評価の結果を県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に報告しなければならない。

2 市町村教育委員会は、人事評価の結果を県教育長が別に定めるところにより県教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第九条 人事評価の結果は、職務上の秘密に属する事項として取り扱わなければならない。ただし、人事評価(条件付採用評価を除く。)の結果は、県教育長が別に定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

(苦情の申出)

第十条 校長以外の職員は、前条ただし書きの規定により開示された人事評価の結果に苦情があるときは、県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に対し、苦情の申出を行うことができる。

2 市町村教育委員会は、職員評価の結果を県教育長が別に定めるところにより県教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第九条 職員評価の結果は、職務上の秘密に属する事項として取り扱わなければならない。

2 職員評価(条件付採用評価を除く。)の結果は、当該職員評価に係る職員に対してのみ当該職員の結果に限って提供することができるものとする。

(苦情の申出)

第十条 校長以外の職員は、前条第二項の規定により提供された職員評価の結果に苦情があるときは、県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に対し、苦情の申出を行うことができる。

(指定都市教育委員会に関する特例)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(以下「指定都市教育委員会」という。)が行う職員評価に対する第三条、第四条、第七条、第八条第一項、前条及び次条の規定の適用については、これらの規定中「県教育長」とあるのは「指定都市教育委員会」と読み替えるものとする。

2 指定都市教育委員会が行う職員評価については、第八条第二項の規定は、適用しない。

(委任)

第十一條 この規則に定めるもののほか、人事評価の施行に關し必要な事項は、県教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(市町村立学校職員の勤務成績の評定に關する規則の廃止)

2 市町村立学校職員の勤務成績の評定に關する規則(昭和三十三年宮城県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

(指定都市教育委員会に係る経過措置)

3 指定都市教育委員会が行う平成十八年度の職員評価については、前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成二八年教委規則第九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二九年教委規則第 号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(委任)

第十二條 この規則に定めるもののほか、職員評価の施行に關し必要な事項は、県教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(市町村立学校職員の勤務成績の評定に關する規則の廃止)

2 市町村立学校職員の勤務成績の評定に關する規則(昭和三十三年宮城県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

(指定都市教育委員会に係る経過措置)

3 指定都市教育委員会が行う平成十八年度の職員評価については、前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成二八年教委規則第九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」の施行により、人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることから、本格実施に向けて、所要の改正を行うもの。また、権限移譲により、指定都市教育委員会に関する条文を削除するもの。

2 改正内容

本規則の題名及び本文中の「職員評価」を「人事評価」に改め、その評価を目標達成度評価及び資質能力育成評価から行うなど、評価方法を改正するもの。また、評価結果については、当該職員への開示を原則とし、人事管理の基礎とするもの。さらに、指定都市教育委員会に関する特例を削除するなど、所要の文言の整理を行うもの。

3 施行日

平成29年4月1日

第9号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則
の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則（平成20年宮城県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 宮城県教育庁の職員 二 教育機関の職員 三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。） <p>第三条～第八条 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 宮城県教育庁の職員 二 教育機関の職員 三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（<u>仙台市教育委員会に属する職員を除く。</u>以下「県費負担教職員」という。） <p>第三条～第八条 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>仙台市へ県費負担教職員の給与負担等が移譲されるため</p>

第10号議案

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成20年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成二十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (定義) (略)</p> <p>2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 法第二十五条第一項の規定により児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定された教諭、助教諭及び講師</p> <p>二 三 (略)</p> <p>3 この規則において「特別研修」とは、法第二十五条第一項に規定する指導改善研修並びに前項第二号及び第三号に掲げる者の指導等の改善のために指導改善研修に準じて行う研修をいう。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (定義) (略)</p> <p>2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 法第二十五条の二第一項の規定により児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定された教諭、助教諭及び講師</p> <p>二 三 (略)</p> <p>3 この規則において「特別研修」とは、法第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修並びに前項第二号及び第三号に掲げる者の指導等の改善のために指導改善研修に準じて行う研修をいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>教育公務員特例法の一部改正に伴う文言整理を行うもの。</p>

第 1 1 号議案

県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は卒業した中学校の校長の副申書及び」を「若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、」に改め、同項第二号中「及び学年又は卒業した中学校」を「若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月」に改め、同項第四号中「に通学しなればならない」を「への就学を必要とする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（他道府県に住所を有する者の取扱い）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定により承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月</p> <p>三（略）</p> <p>四 高等学校への就学を必要とする理由</p>	<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（他道府県に住所を有する者の取扱い）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定により承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する又は卒業した中学校の校長の副申書及び第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 在学する中学校及び学年又は卒業した中学校</p> <p>三（略）</p> <p>四 高等学校に通学しなければならない理由</p>

県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により創設された義務教育学校を卒業する者等に関する手続きを規定するため、所要の改正を行うもの。あわせて、所要の文言の整理を行うもの。

2 改正内容

- (1) 第3条第2項中「中学校」の定義に「義務教育学校」を加え、同項及び同項第二号に「中等教育学校の前期課程」について加えるもの。
- (2) 所要の文言の整理を行うもの。

3 施行日

公布の日

第 1 2 号議案

自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十四号）の施行期日は、平成
二十九年六月一日とする。

改正案

「各種使用料及び手数料の上限額等の改正に関する条例」(二月議会上程)による、「自然の家条例」の一部改正後の規定(平成二十九年四月一日施行)

備考

別表(第六条関係)

二 研修室等、体育館及び運動場

区 分	使用料の額					
	午前(午前九時から正午まで)	午後(午後一時から午後五時まで)	夜間(午後五時から午後九時まで)	午前・午後(午前九時から午後五時まで)	午後・夜間(午後一時から午後九時まで)	午前・午後・夜間(午前九時から午後九時まで)
研修室等 一室につき	二,七〇〇円	二,七〇〇円	二,七〇〇円	三,一〇〇円	三,一〇〇円	三,四〇〇円
体育館	三,三〇〇円	三,三〇〇円	三,三〇〇円	三,八〇〇円	三,八〇〇円	四,四〇〇円
運動場(宮城県松島自然の家に限る。)	一七,〇〇〇円	一七,〇〇〇円		一七,三〇〇円		

備考

- 一 「研修室等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 1 研修室
 - 2 オリエンテーション室(宮城県蔵王自然の家及び宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 3 プレイルーム(宮城県蔵王自然の家に限る。)
 - 4 音楽室(宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 5 会議室(宮城県志津川自然の家に限る。)
- 6 コテージ(宮城県松島自然の家に限る。)

二 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

別表(第六条関係)

二 研修室等及び体育館

区 分	使用料の額					
	午前(午前九時から正午まで)	午後(午後一時から午後五時まで)	夜間(午後五時から午後九時まで)	午前・午後(午前九時から午後五時まで)	午後・夜間(午後一時から午後九時まで)	午前・午後・夜間(午前九時から午後九時まで)
研修室等 一室につき	二,七〇〇円	二,七〇〇円	二,七〇〇円	三,一〇〇円	三,一〇〇円	三,四〇〇円
体育館	三,三〇〇円	三,三〇〇円	三,三〇〇円	三,八〇〇円	三,八〇〇円	四,四〇〇円

備考

- 一 「研修室等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 1 研修室
 - 2 オリエンテーション室(宮城県蔵王自然の家及び宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 3 プレイルーム(宮城県蔵王自然の家に限る。)
 - 4 音楽室(宮城県志津川自然の家に限る。)
 - 5 会議室(宮城県志津川自然の家に限る。)

二 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

新施設「運動場」を設置するもの
「運動場」の使用料の額を新設するもの

「研修室等」に「コテージ」を位置つけるもの

自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の概要

1 制定理由

松島自然の家野外活動フィールドの供用開始について、自然の家条例の一部を改正する条例（平成28年宮城県条例第44号）附則第1項本文の規定により、その施行期日を定める必要があるため。

2 制定内容

松島自然の家野外活動フィールドに新設する「運動場」と「コテージ」を別表第2号中に追加すると共に、「運動場」の使用料を定める施行期日を、平成29年6月1日とするもの。

※ 参考

<p>自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十八年七月十二日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村井嘉浩</p>	<p>○宮城県条例第四十四号</p> <p>自然の家条例の一部を改正する条例</p>	<p>自然の家条例（昭和五十年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。 別表第二号中「及び体育館」を「、体育館及び運動場」に改め、同表に次のように加える。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">運動場（宮城県松島自然の家に限る。）</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">11,000円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">11,000円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">11,110円</td> </tr> </table>	運動場（宮城県松島自然の家に限る。）	11,000円	11,000円	11,110円
運動場（宮城県松島自然の家に限る。）	11,000円	11,000円	11,110円				
<p>1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 （準備行為）</p> <p>2 改正後の自然の家条例第四条の二の規定による許可申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>	<p>別表第二号備考第一号に次のように加える。</p> <p>6 コテージ（宮城県松島自然の家に限る。）</p> <p>別表第二号備考第三号中「及び体育館」を「、体育館及び運動場」に改める。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p>						